
令和2年度
企業を対象とした反社会的勢力
との関係遮断に関するアンケート
(調査結果)

2020年12月

調査主体	全国暴力追放運動推進センター 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課
調査機関	一般社団法人輿論科学協会

はじめに

政府は、平成19年6月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を策定しました。本資料は、企業における反社会的勢力への対応の実態や、同「指針」の導入状況等を把握するため、令和2年9月から10月に全国の企業10,000社を対象として、反社会的勢力による不当要求の有無やその内容、「指針」に基づいた反社会的勢力との関係遮断の取組状況等についてアンケート調査した結果をとりまとめたものです。

ご多用の中、調査に快くご協力いただきました各企業関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

I 調査の概要

1 調査の方法、対象等

本アンケート調査の方法、対象等は次のとおり。

- ① 調査方法 郵送法
- ② 調査対象 無作為に抽出した全国の企業10,000社に対して調査票を送付して調査を行った。
- ③ 調査時期 令和2年9月

2 回収結果

調査票の回収数は、3,123通（回収率31.2%）であった。

II 回答企業のプロフィール

表1 業種（複数回答）

1. 建設業	494 (15.8 %)
2. 製造業	369 (11.8 %)
3. 運輸・通信業	434 (13.9 %)
4. 不動産業	274 (8.8 %)
5. 卸売・小売業（商社を含む）	616 (19.7 %)
6. 銀行業	49 (1.6 %)
7. 証券・保険業	39 (1.2 %)
8. その他金融業	108 (3.5 %)
9. 飲食業	150 (4.8 %)
10. 電気・ガス・水道・熱供給業	61 (2.0 %)
11. その他サービス業	519 (16.6 %)
12. その他	449 (14.4 %)
13. 無回答	37 (1.2 %)
全体	3,123 (100.0 %)

※1社で複数の業種を回答している企業もあるため、合計は100%にならない。

表2 所在地

1. 北海道	214 (6.9 %)
2. 東北地方	113 (3.6 %)
3. 東京都	984 (31.5 %)
4. 関東地方（東京都を除く）	431 (13.8 %)
5. 中部地方	240 (7.7 %)
6. 近畿地方	516 (16.5 %)
7. 中国地方	190 (6.1 %)
8. 四国地方	51 (1.6 %)
9. 九州地方	343 (11.0 %)
10. 不明および無回答	41 (1.3 %)
合計	3,123 (100.0 %)

表3 売上高

1. 1,000万円未満	165 (5.3 %)
2. 1,000万円以上3,000万円未満	237 (7.6 %)
3. 3,000万円以上5,000万円未満	197 (6.3 %)
4. 5,000万円以上1億円未満	324 (10.4 %)
5. 1億円以上3億円未満	595 (19.1 %)
6. 3億円以上5億円未満	275 (8.8 %)
7. 5億円以上10億円未満	316 (10.1 %)
8. 10億円以上100億円未満	620 (19.9 %)
9. 100億円以上	326 (10.4 %)
10. 無回答	68 (2.2 %)
合計	3,123 (100.0 %)

表4 従業員数

1. 5人未満	793 (25.4 %)
2. 5人以上10人未満	480 (15.4 %)
3. 10人以上50人未満	863 (27.6 %)
4. 50人以上100人未満	292 (9.3 %)
5. 100人以上500人未満	438 (14.0 %)
6. 500人以上1,000人未満	88 (2.8 %)
7. 1,000人以上	162 (5.2 %)
8. 無回答	7 (0.2 %)
合計	3,123 (100.0 %)

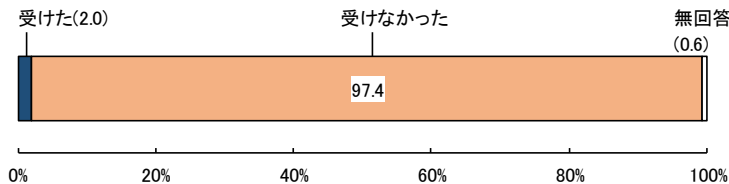
Ⅲ 設問ごとの調査結果

1 不当要求等の実態について

1.1 不当要求の有無について

過去5年間に反社会的勢力からの不当要求を受けた経験がある企業の割合は、全体の2.0%(62社)であった。

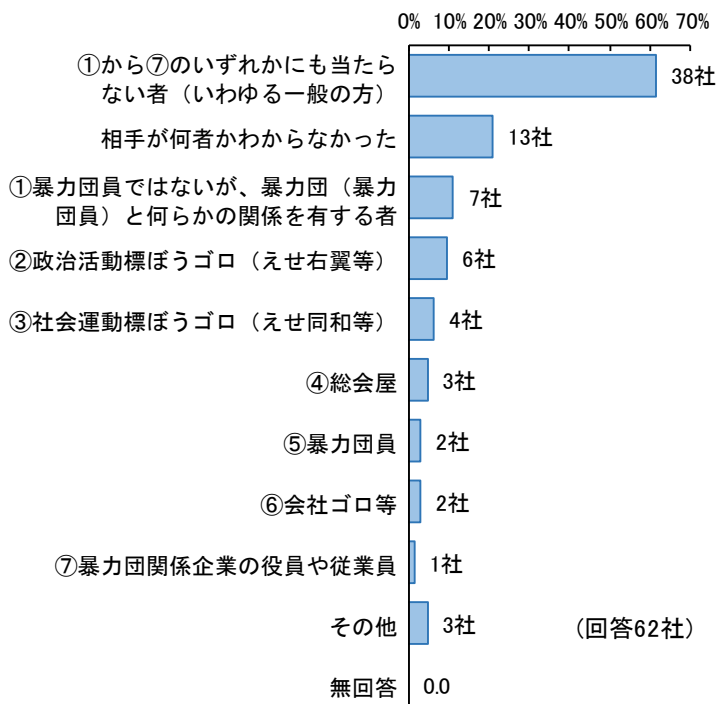
(回答3123社)



1.2 不当要求の相手方について (複数回答)

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業62社が、その相手方をどのように認識したかをみると、「①から⑦のいずれかにも当たらない者 (いわゆる一般の方)」が38社と最も多く、以下「相手が何者かわからなかった」(13社)、「暴力団員ではないが、暴力団 (暴力団員) と何らかの関係を有する者」(7社)、「政治活動標ぼうゴロ (えせ右翼等)」(6社)と続く。

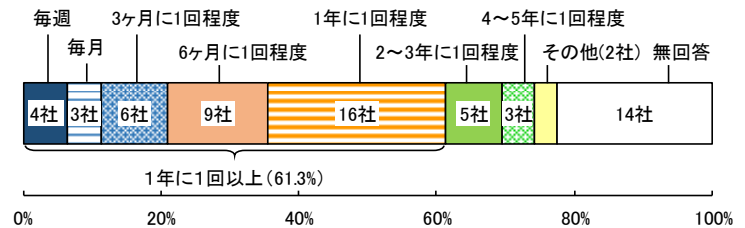
過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業(①から⑦のいずれかに不当要求を受けた)は22社であった。



1.3 不当要求の頻度について

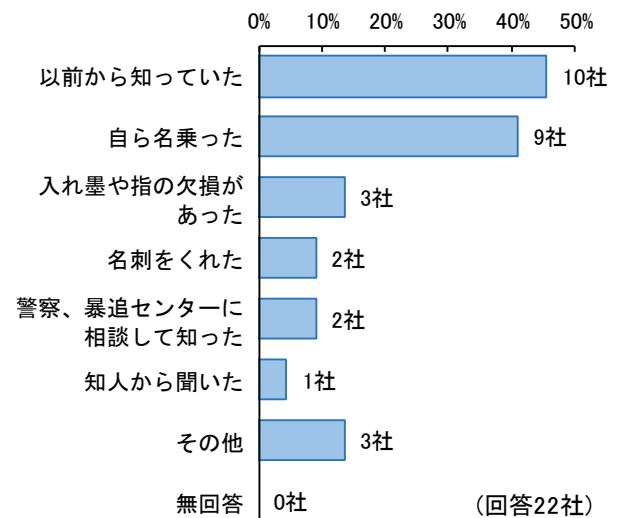
過去5年間に不当要求を受けたことがある企業62社についてその頻度をみると、「1年に1回程度」が16社と最も多く、全体の61%の企業が、1年に1回以上の不当要求を受けていた。

(回答62社)



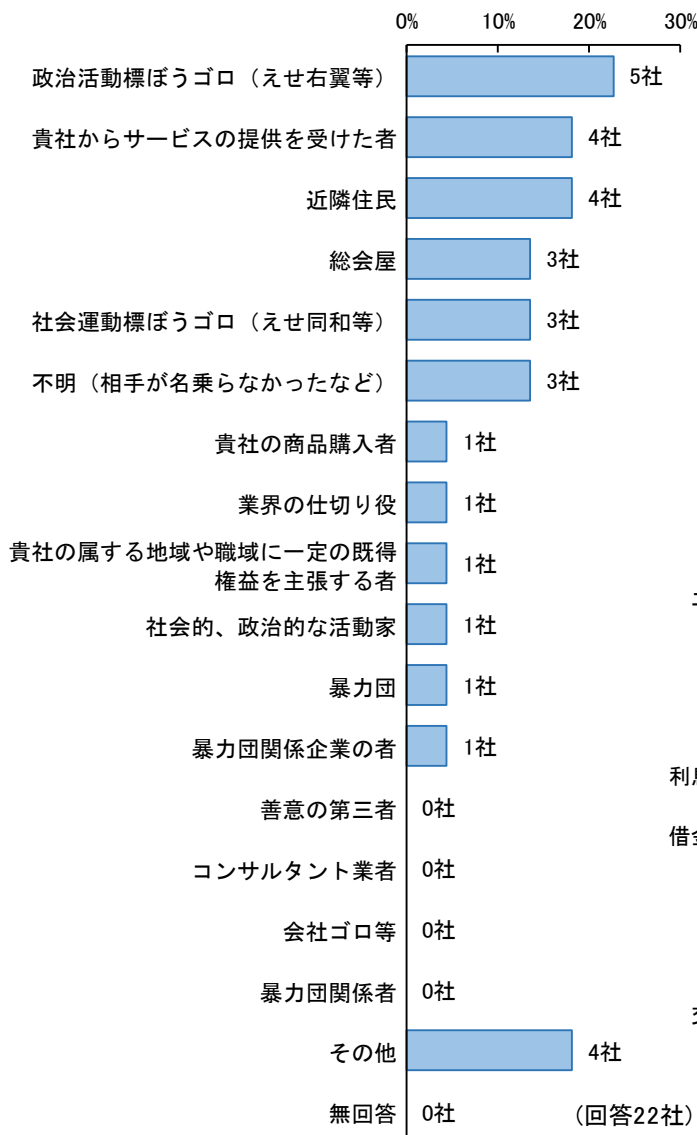
1.4 不当要求の相手方が反社会的勢力と認識した理由について (複数回答)

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業22社について、その相手方が反社会的勢力であると認識した理由をみると、「以前から知っていた」が10社と最も多く、以下「自ら名乗った」(9社)、「入れ墨や指の欠損があった」(3社)、「名刺をくれた」(2社)、「警察、暴追センターに相談して知った」(ともに2社)と続く。



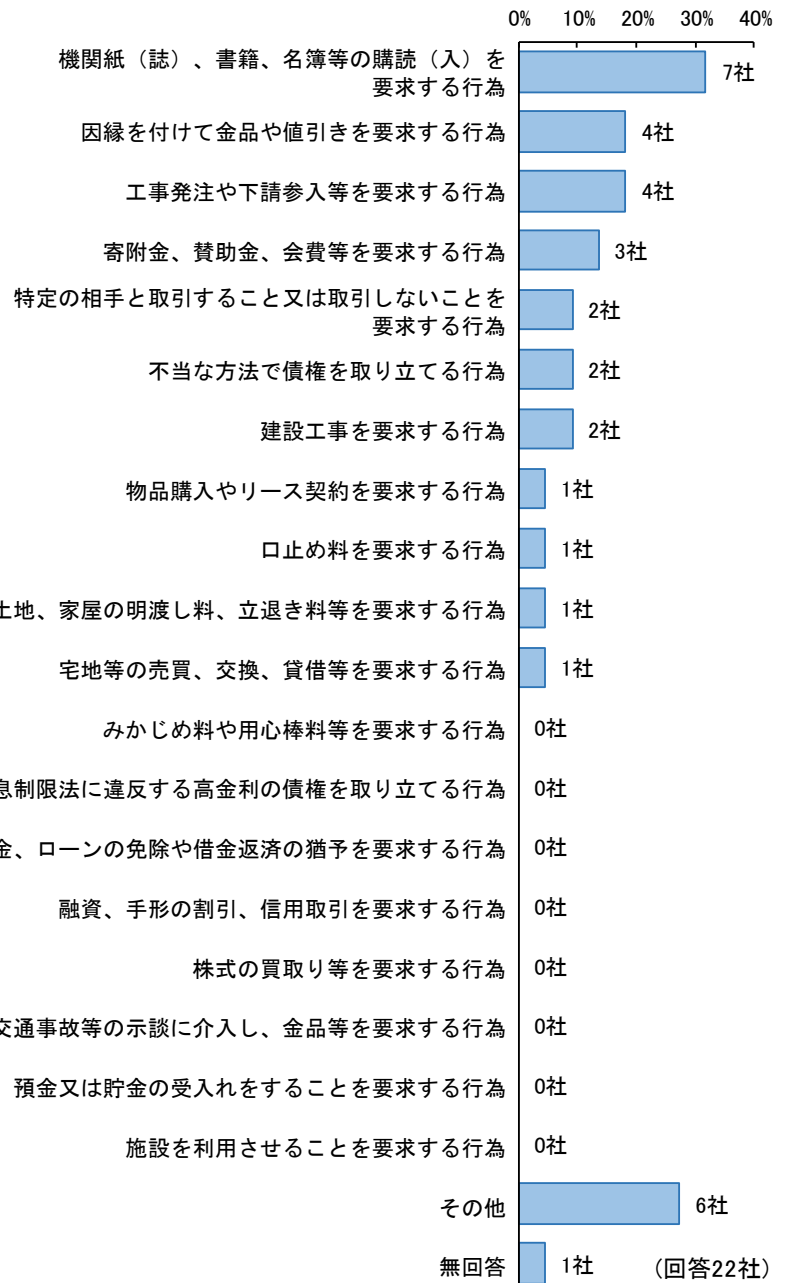
1.5 不当要求の相手方の自称について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業22社について、その相手方がどのように名乗ったかをみると、「政治活動標ぼうゴロ（えせ右翼等）」が5社と最も多く、以下「貴社からサービスの提供を受けた者」、「近隣住民」（ともに4社）、「総会屋」、「社会運動標ぼうゴロ（えせ同和等）」、「不明（相手が名乗らなかったなど）」（ともに3社）と続く。



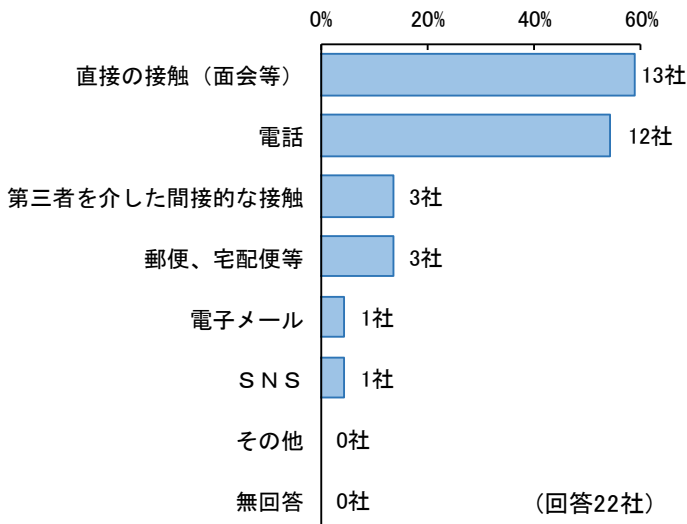
1.6 不当要求の内容について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業22社について、不当要求行為の内容をみると、「機関紙（誌）、書籍、名簿等の購読（入）を要求する行為」が7社と最も多く、以下「因縁を付けて金品や値引きを要求する行為」、「工事発注や下請参入等を要求する行為」（ともに4社）、「寄附金、賛助金、会費等を要求する行為」（3社）と続く。



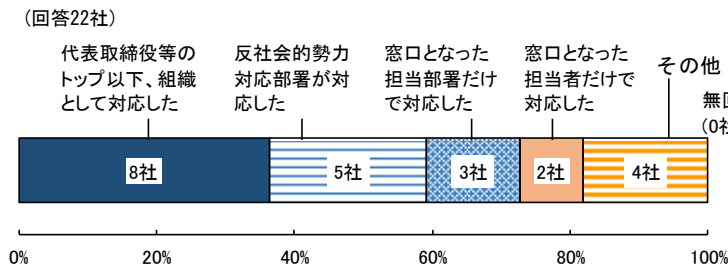
1.7 不当要求の手段について（複数回答）

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業22社について、どのような手段で不当要求を受けたかをみると、「直接の接触(面会等)」が13社と最も多く、以下「電話」(12社)、「第三者を介した間接的な接触」、「郵便、宅配便等」(ともに3社)と続く。



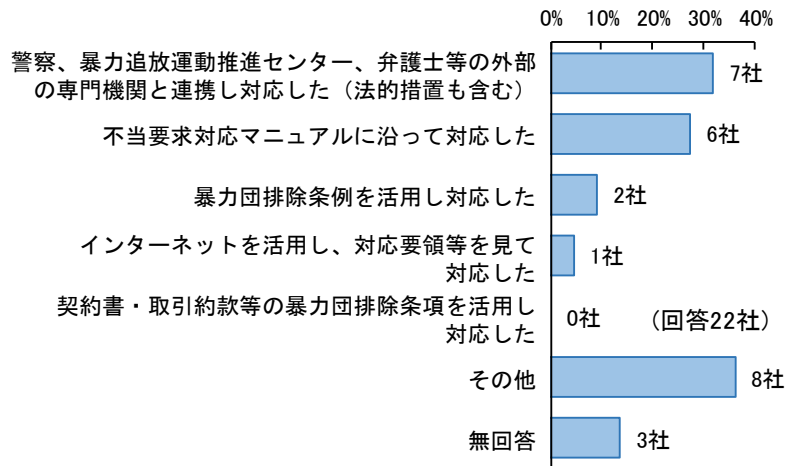
1.8 不当要求への対応部署について

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業22社について、不当要求に対してどの部署が対応したかをみると、「代表取締役等のトップ以下、組織として対応した」が8社と最も多く、以下「反社会的勢力対応部署が対応した」(5社)、「窓口となった担当部署だけで対応した」(3社)、「窓口となった担当者だけで対応した」(2社)、「窓口となった担当者だけで対応した」(2社)と続く。



1.9 不当要求への対応について（複数回答）

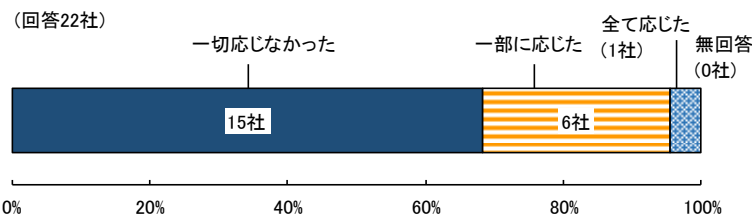
過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業22社について、不当要求に対してどのように対応したかをみると、「警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と連携し対応した(法的措置も含む)」が7社と最も多く、以下「不当要求対応マニュアルに沿って対応した」(6社)、「暴力団排除条例を活用し対応した」(2社)、「インターネットを活用し、対応要領等を見て対応した」(1社)と続く。



1.10 不当要求への対処について

過去5年間に不当要求を受けた相手方が反社会的勢力であると認識した企業22社について、どのように対処したかをみると、「一切応じなかった」企業が15社(68%)となっている。

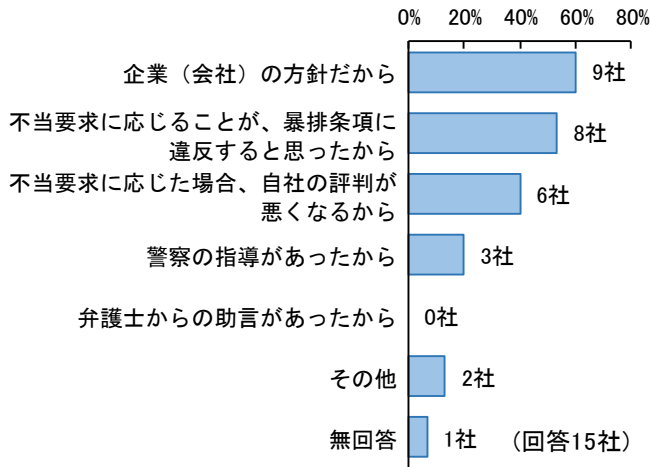
一方、「一部に応じた」が6社、「全て応じた」が1社となっている。



1.11 不当要求に応じなかった理由について

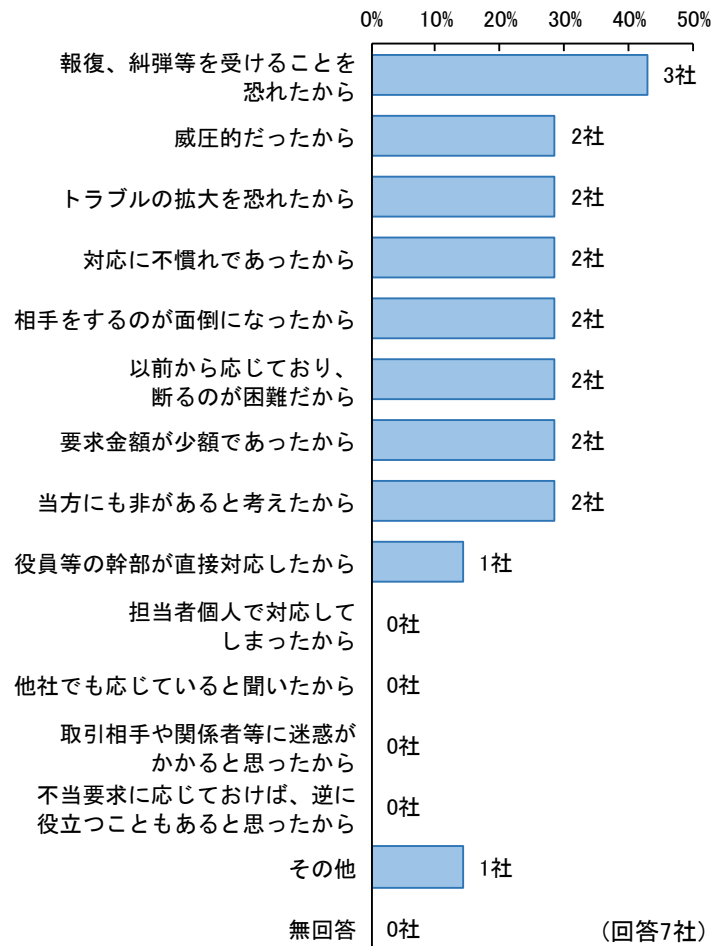
(複数回答)

不当要求に「一切応じなかった」と答えた企業 15 社について、不当要求に応じなかった理由をみると、「企業(会社)の方針だから」が9社と最も多く、以下「不当要求に応じることが、暴排条項に違反すると思ったから」(8社)、「不当要求に応じた場合、自社の評判が悪くなるから」(6社)、「警察の指導があったから」(3社)と続く。



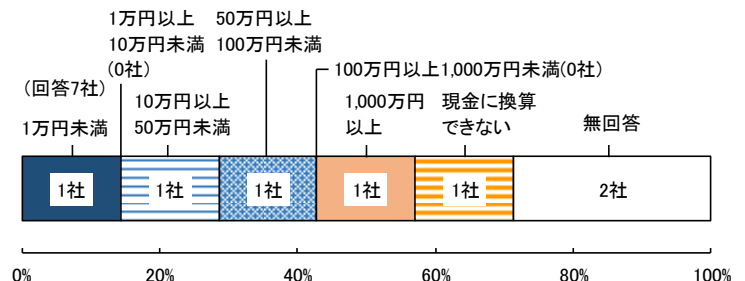
1.12 不当要求に応じた理由について (複数回答)

「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業 7 社について、不当要求に応じた理由をみると、「報復、糾弾等を受けることを恐れたから」が3社と最も多く、以下「威圧的だったから」、「トラブルの拡大を恐れたから」、「対応に不慣れであったから」、「相手をするのが面倒になったから」、「以前から応じており、断るのが困難だから」、「要求金額が少額であったから」、「当方にも非があると考えたから」(いずれも2社)と続く。



1.13 過去5年間に応じた要求金額について

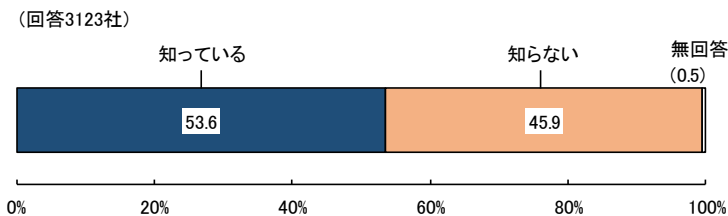
「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業 7 社について、過去5年間に応じた不当要求の合計金額をみると、「1万円未満」、「10万円以上50万円未満」、「50万円以上100万円未満」、「1,000万円以上」、「1,000万円以上1,000万円未満(0社)」、「現金に換算できない」(いずれも1社)であった。



2 「企業防衛対策の取組状況」について

2.1 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について

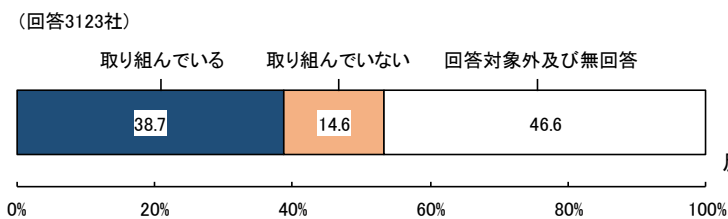
「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について、「知っている」とした企業の割合は53.6% (1,674社)、「知らない」は45.9% (1,433社)となっている。



2.2 「指針」に沿った取組みについて

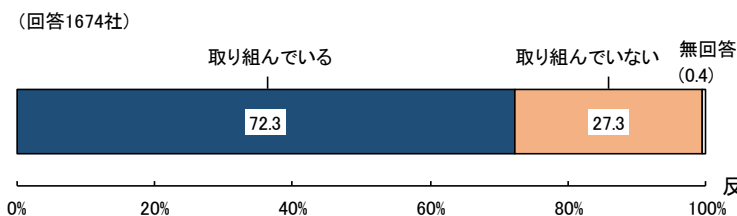
本アンケートにおける全回答企業3,123社でみると、「指針」に沿って「取り組んでいる」とした企業の割合は38.7% (1,210社)、「取り組んでいない」は14.6% (457社)となっている。

【アンケート全回答企業】



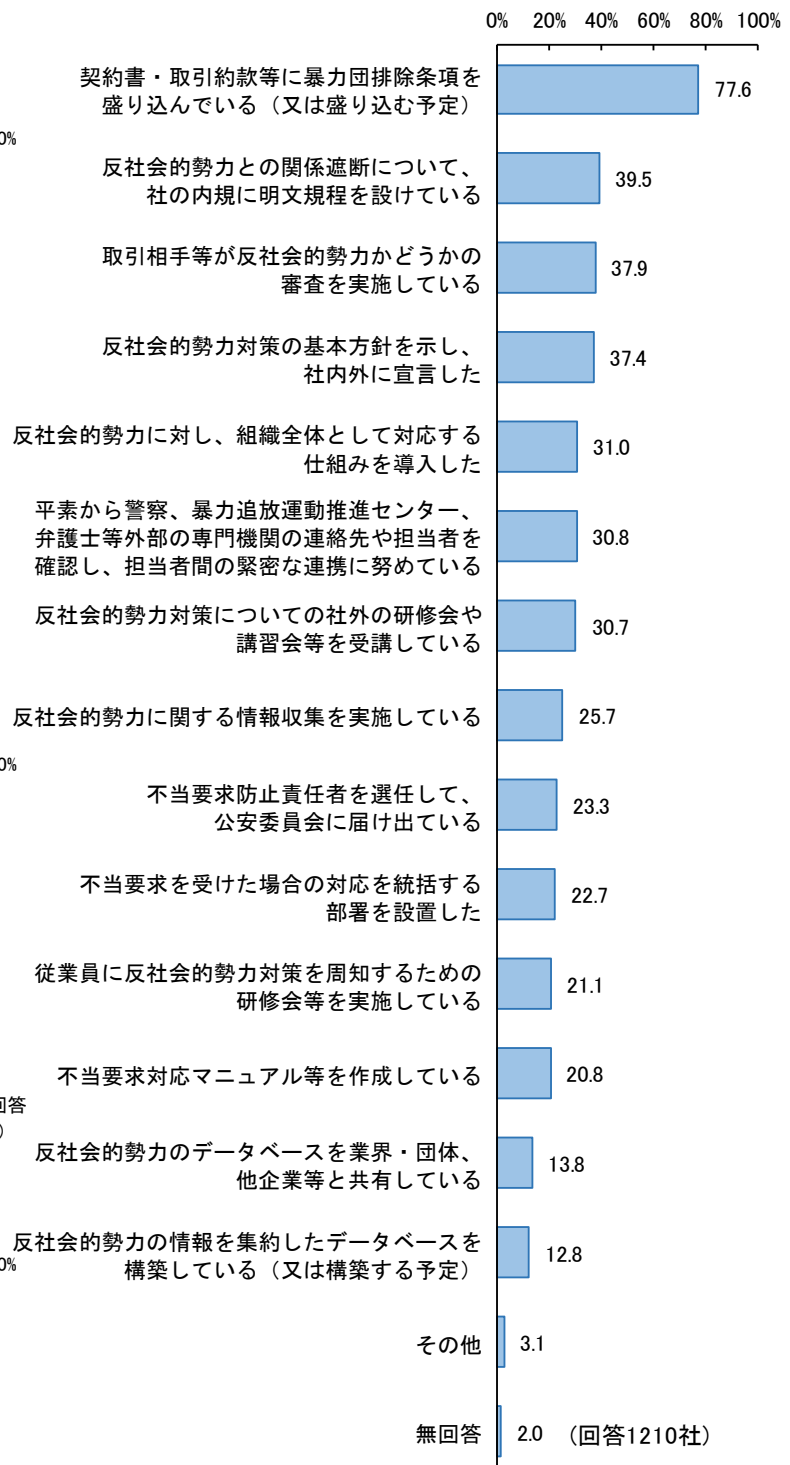
「指針」を知っている企業1,674社のうち、「指針」に沿って「取り組んでいる」とした企業の割合は72.3%、「取り組んでいない」は27.3%となっている。

【「指針」を知っている企業】



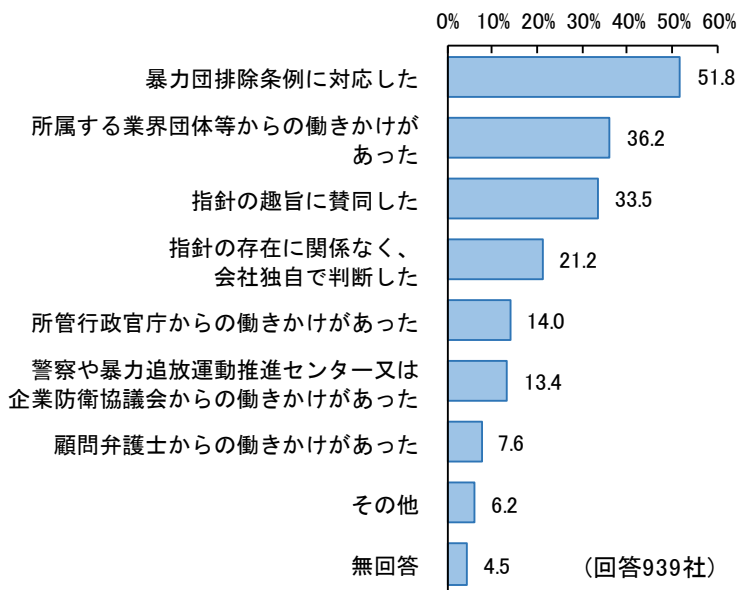
2.3 反社会的勢力による被害を防止するための取組内容について（複数回答）

「指針」に沿った取組を行っている企業1,210社について、その取組内容を見ると、「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定）」が77.6% (939社)と最も多く、以下「反社会的勢力との関係遮断について、社の内規に明文規程を設けている」(39.5%)、「取引相手等が反社会的勢力かどうかの審査を実施している」(37.9%)、「反社会的勢力対策の基本方針を示し、社内外に宣言した」(37.4%)と続く。



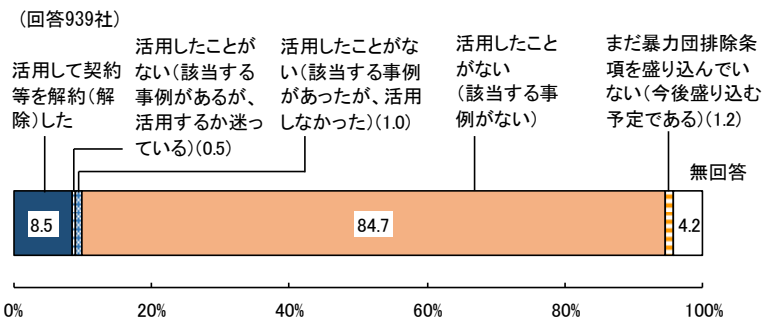
2.4 暴力団排除条項を盛り込んだ理由について (複数回答)

「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定）」と答えた企業 939 社について、その理由をみると、「暴力団排除条例に対応した」が 51.8%と最も多く、以下「所属する業界団体等からの働きかけがあった」（36.2%）、「指針の趣旨に賛同した」（33.5%）、「指針の存在に関係なく、会社独自で判断した」（21.2%）と続く。



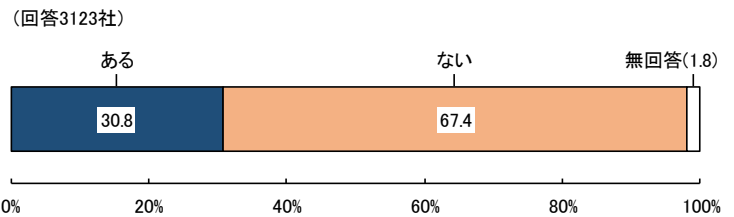
2.5 暴力団排除条項の活用について

「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる（又は盛り込む予定）」と答えた企業 939 社のうち、「活用して契約等を解約（解除）した」企業は 8.5%であった。



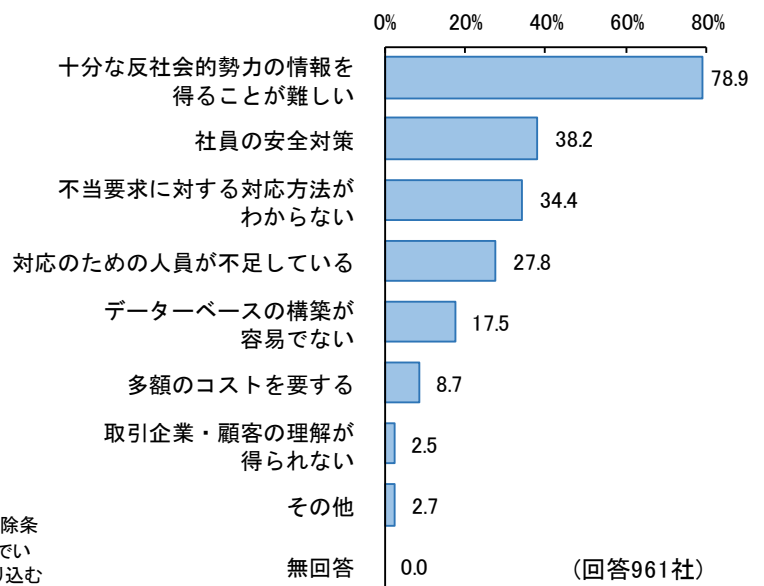
2.6 反社会的勢力による被害防止対策の困難性について

反社会的勢力による被害防止対策で困難な点を感じるものが「ある」とした企業の割合は 30.8% (961 社)であった。



2.7 困難の内容について (複数回答)

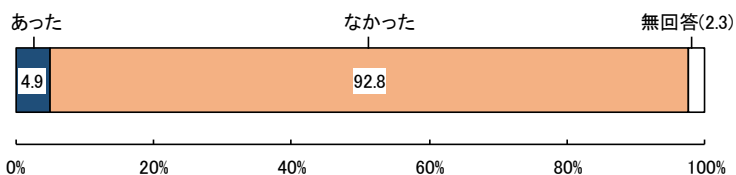
反社会的勢力による被害防止対策で困難な点を感じるものが「ある」とした企業 961 社について、その内容をみると、「十分な反社会的勢力の情報を得ることが難しい」が 78.9%と最も多く、以下「社員の安全対策」(38.2%)、「不当要求に対する対応方法がわからない」(34.4%)、「対応のための人員が不足している」(27.8%)と続く。



2.8 反社会的勢力との関係遮断について

全都道府県で暴力団排除条例が施行された平成 23 年 10 月以降、個別の契約や取引において、相手方が反社会的勢力であることを理由に関係遮断（契約の解除等）を検討したことが「あった」とする企業は 4.9%（154 社）であった。

（回答3123社）



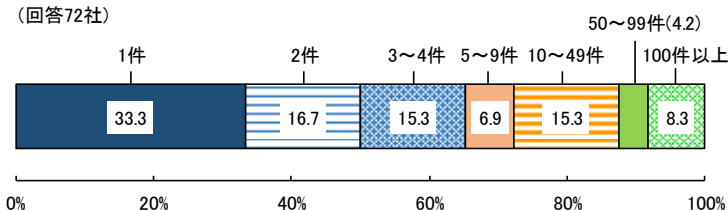
2.9 関係を遮断した件数について

関係遮断を検討したことがあった企業 154 社のうち、実際に関係を遮断した件数をみると、契約締結前では「1 件」が 33.3%と最も多く、以下「2 件」(16.7%)、「3～4 件」、「10～49 件」(ともに 15.3%) と続く。

【契約締結前】

※関係を遮断した件数が判明した企業

（回答72社）

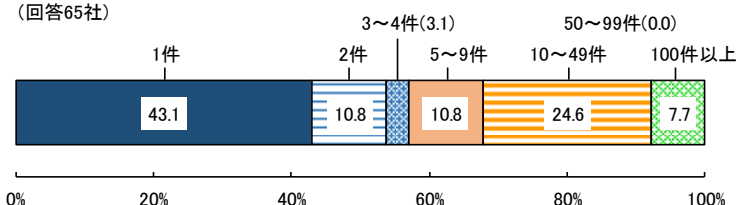


また、契約締結後でも「1 件」が 43.1%と最も多く、以下「10～49 件」(24.6%)、「2 件」、「5～9 件」(ともに 10.8%) と続く。

【契約締結後】

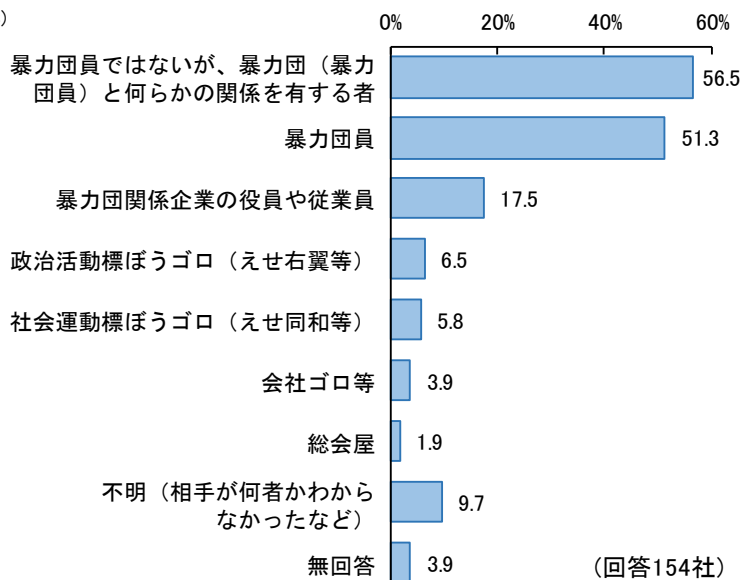
※関係を遮断した件数が判明した企業

（回答65社）



2.10 関係遮断を検討したことがある相手方の属性について（複数回答）

関係遮断を検討したことがあった企業 154 社について、相手方をどのように認識したかをみると、「暴力団員ではないが、暴力団（暴力団員）と何らかの関係を有する者」が 56.5%と最も多く、以下「暴力団員」(51.3%)、「暴力団関係企業の役員や従業員」(17.5%) と続く。



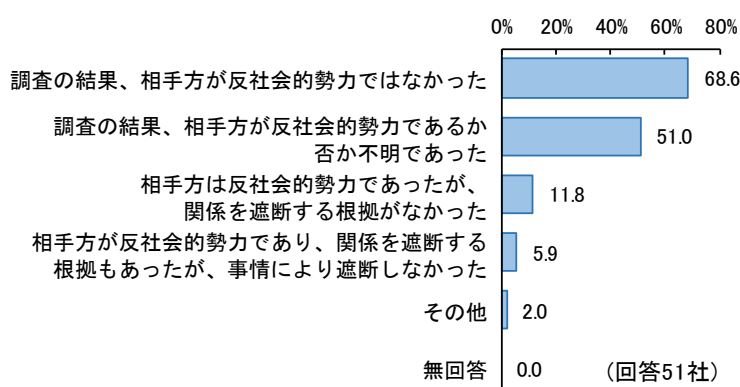
（回答154社）

2.11 関係を遮断しなかった理由について (複数回答)

関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業についてその理由をみると、契約前では「調査の結果、相手方が反社会的勢力ではなかった」が68.6%と最も多く、以下「調査の結果、相手方が反社会的勢力であるか否か不明であった」(51.0%)、「相手方は反社会的勢力であったが、関係を遮断する根拠がなかった」(11.8%)と続く。

【契約前の事例】

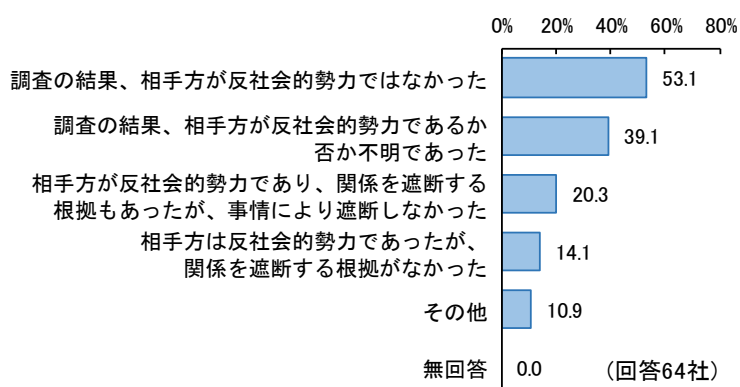
※関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業



また、契約後も契約前と同様に「調査の結果、相手方が反社会的勢力ではなかった」が53.1%と最も多く、以下「調査の結果、相手方が反社会的勢力であるか否か不明であった」(39.1%)、「相手方が反社会的勢力であり、関係を遮断する根拠もあったが、事情により遮断しなかった」(20.3%)と続く。

【契約後の事例】

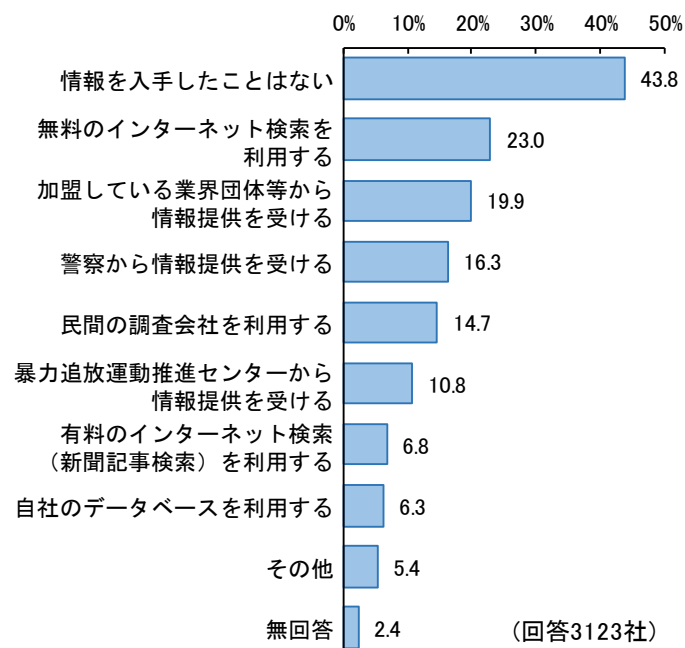
※関係遮断を検討したが遮断しなかった事例がある企業



2.12 反社会的勢力に関する情報の入手方法について (複数回答)

取引先が反社会的勢力に該当するかどうかの「情報を入手したことはない」とする企業は43.8%であった。

一方、入手する方法について、「無料のインターネット検索を利用する」が23.0%と最も多く、以下「加盟している業界団体等から情報提供を受ける」(19.9%)、「警察から情報提供を受ける」(16.3%)と続く。



調査主体	全国暴力追放運動推進センター 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課
調査機関	一般社団法人輿論科学協会

2020.12